第１章

計画策定の趣旨

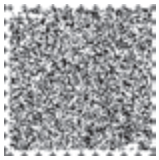

第１章　計画策定の趣旨

１　計画策定の目的

令和５年４月１日に施行されたこども基本法では、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、少子化が進む中、誰もが安心して子育てができ、全てのこども・若者が夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、こども施策・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するためのマスタープランとして、本計画を策定します。

２　計画の位置づけ

この計画は、久留米市の総合計画に即したこども・若者・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」などを含むものとします。

＜計画の位置づけ＞

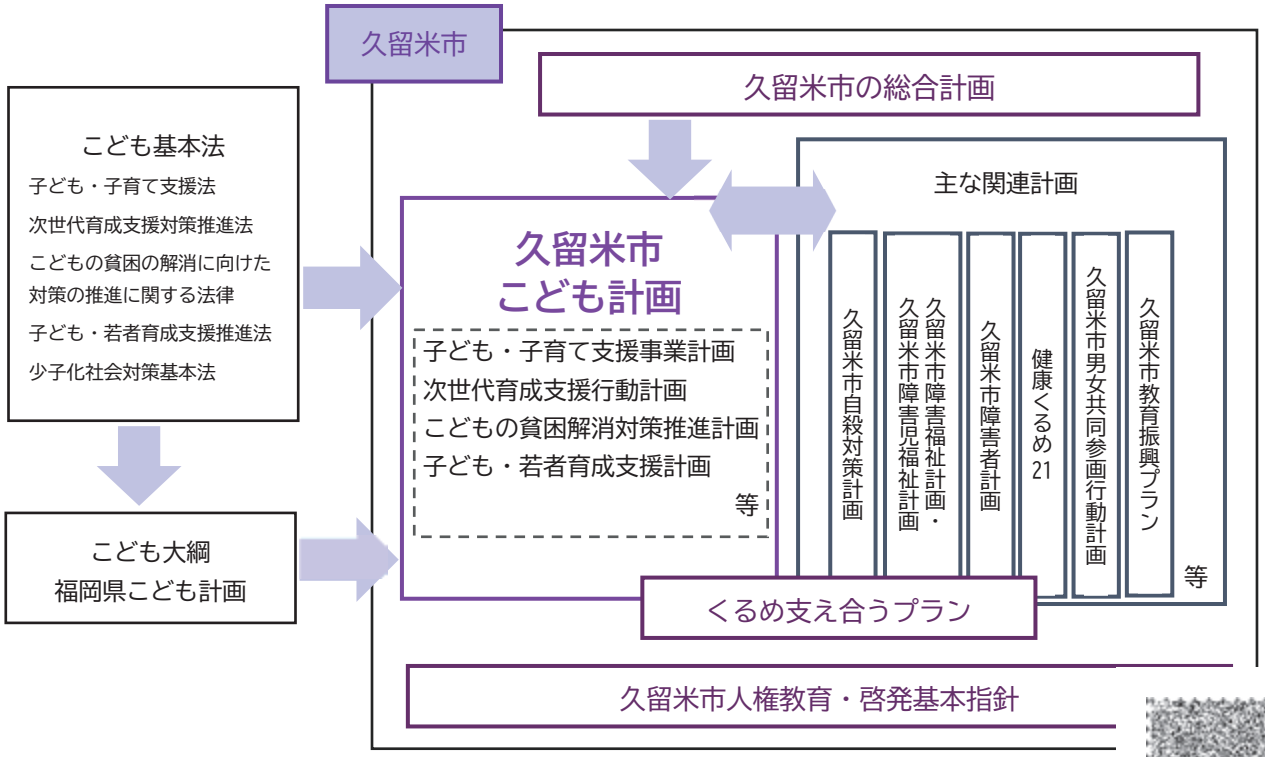

3　第２期くるめ子どもの笑顔プラン・久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証

本市では、これまで国の「子ども・子育て基本法」、「次世代育成支援対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、２つの計画を策定し、様々な施策を実施してきました。

それぞれの計画の中間期における現状、課題と今後の取組の方向性は次のとおりです。

（１） 第２期くるめ子どもの笑顔プランの検証

① 成果指標の現状

成果指標	基準値（R1） 目標値（R6）	現状値 R2	R3	R4	R5	R6
子育てしやすいまちと思う人の割合	75.0% 80.0%	－ （※1）	77.9%	72.5%	72.2%	72.0%
待機児童数	54 人 0 人	65 人	35 人	7 人	0 人	0 人
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	40.8% 50.0%	－ （※1）	43.1%	37.3%	58.9% （※2）	64.4%
子育て中の人が地域で交流できる場の数	42 か所 58 か所	42 か所	42 か所	42 か所	42 か所	42 か所
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学６年 ▲3.8%	― （※3）	▲5.9%	▲4.5%	▲6.4%	▲1.6%
	中学３年 ▲6.3%	― （※3）	▲5.1%	▲4.3%	▲0.6%	▲3.1%
	小中学校ともに全国平均以上					
子どものいる生活困難世帯の割合（※4）	22.1% 19.6%	―	―	―	―	19.4%

※１：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりアンケート調査中止。
※２：令和５年度より調査手法を市民意識調査に変更
※３：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により市及び全国の学力・生活実態調査中止。
※４：生活困難世帯：低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如のいずれかに該当する世帯

② 課題と今後の取組の方向性

成果指標の「子育てしやすいまちと思う人の割合」や「ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合」については、結婚や子育てといったライフステージを迎える30 歳代の評価が他の世代と比べて低い状況です。更には、コロナ禍や物価高騰等の影響によって、子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

こどもを生み育てることに喜びを感じることが出来る社会づくりに向け、妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく寄り添うことで、子育ての負担感や不安感を緩和することが求められています。

また、成果指標の「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」は、令和２年以降、小・中学生共に全国平均に届いてはいません。

こどもを取り巻く環境が大きく変化しており、こどもが抱える困りごとも多様化・複雑化している中で、こども基本法の理念を踏まえ、こどもや若者など当事者の声を聴き、こどもの視点に立った取組を進めていく必要があります。

（2）久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証

① 成果指標の現状

No	指標	計画掲載値	目標	直近の実績値	達成状況
1	子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% （平成29年度）	↓	19.4% （令和６年度）	○
2	毎日朝食を食べる子どもの割合	全体92.6% 生活困難世帯88.4% （平成29年度）	↑	全体90.4% 生活困難世帯85.0% （令和６年度）	×
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯49.7% 父子世帯74.7% （平成28年度）	↑	母子世帯51.3% 父子世帯72.9% （令和３年度）	×
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学６年生77.4% 中学３年生67.8% （令和元年度）	↑	小学６年生82.5% 中学３年生80.2% （令和６年度）	○
5	生活保護世帯に属する子どもの進学率（高等学校等・大学等）	高等学校等95.2% 大学等30.9% （平成30年度）	↑	高等学校等95.3% 大学等45.8% （令和５年度）	○
6	困っていることについての相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合	18.2% （平成29年度）	↓	19.4% （令和６年度）	×
7	近所の人と付き合いがない子どもの割合	12.1% （平成29年度）	↓	13.1% （令和６年度）	×
8	スクールソーシャルワーカーによる支援件数	163件 （平成30年度）	↑	333件 （令和６年度）	○
9	生活自立支援センターの相談支援件数	1,020件 （平成30年度）	→	1,122件 （令和５年度）	○

② 課題と今後の取組の方向性

「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」は、概ね横ばいとなっていますが、母子世帯においては、依然として低い状況が続いています。子育てのために短時間勤務や非正規雇用で働く、ひとり親がいる現状を踏まえて、子育て支援サービスの更なる充実に取り組む必要があります。

「子どものいる生活困難世帯の割合」は減少し、「家計がひっ迫している状態にある世帯の割合」も減少していますが、「子どもの体験や所有物の欠如を経験した子どもの割合」は増えています。経済的な負担は、やや軽減しているものの、物価高騰の状況は続いていますので、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでいきます。

「困っていることについて相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合」や「近所の人と付き合いがない子どもの割合」は、やや増えています。これは、コロナ禍により子育て世帯の孤立が進んでいるのではないかと推測されます。支援・制度につなぐためにも、孤立している子育て世帯の地域における居場所をしっかりと確保する取組を進めていきます。

4　計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

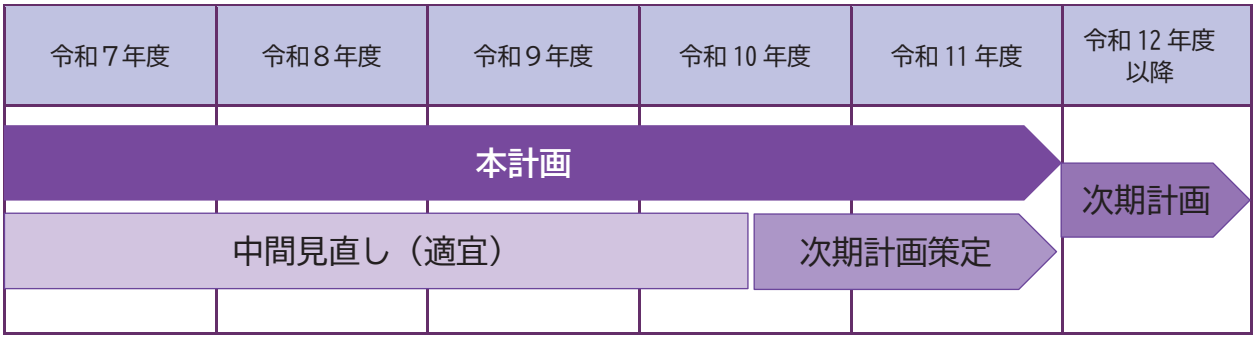

5　計画の対象

この計画は、全てのこども・若者と子育て当事者を対象とします。

こども基本法第２条第１項では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

このことを踏まえ、原則として、「こども」とは０歳から 18 歳未満、若者とは 18 歳から 40 歳未満としますが、必要な支援が一定の年齢で途切れることがないよう、法令等の定めがある場合を除いて、柔軟に対応できることとします。

また、本計画においては、法令等で規定されている名称を使用する場合や市の事業名称や組織名称など固有名詞として使用する場合を除いて、原則として、ひらがな表記の「こども」を使用することとします。